

～出生届を出された方へ～

赤ちゃんのお誕生、おめでとうございます。

母子手帳	○執務時間外に届出をされた場合には、「母子手帳」に出生届出済証明ができません。 後日、出生届出済証明のシールを送付しますので「母子手帳」に貼付してください。		
出産育児一時金	○出産育児一時金を出産費用に充てる『直接支払制度』を利用し、出産費用が出産育児一時金よりも安かった場合は、その差額分を出産された方が加入している保険者に請求できます。 ※『直接支払制度』を利用しなかった場合は、全額請求できます。		
	●国民健康保険に加入している方が請求される場合は、住民登録地の市町村で手続きください。 それ以外の方は事業所で手続きを行ってください。	※長浜市に住民登録されていて、国民健康保険に加入されている場合 → 長浜市での手続きをお願いします。	
	手続きに必要なもの	□母子健康手帳 □出産費用の領収・明細書(または請求書) □病院から交付された代理契約に係る文書 □通帳(世帯主名義)	
申請窓口	保険年金課 国民健康保険係	くらし窓口課 (北部合同庁舎内) ・ 各市民サービス窓口	

長浜市に住民登録している方

手続き内容	健康保険への加入	福祉医療受給券(マル福カード)の申請	児童手当の申請	紙おむつ用ごみ袋
手続きに必要なもの	[国民健康保険に加入する場合] □申請者の本人確認書類 ※社会保険等の扶養に入る場合は、お勤め先で手続きを行ってください。	□赤ちゃんが加入する健康保険証	□申請者の口座番号のわかるもの □申請者の保険証の写し □申請者と配偶者のマイナンバーカード ※父か母どちらか所得の多い方が申請者になります。 ※出生の翌日から15日以内に申請してください。	なし
申請窓口	市役所本庁	市役所本庁	市役所本庁	市役所本庁
	市民課	保険年金課 後期・年金・福祉医療係	市民課	市民課
	1階13番窓口	1階3番窓口	1階13番窓口	1階17番窓口
連絡先	☎65-6511	☎65-6527	☎65-6511	☎65-6513
※くらし窓口課(北部合同庁舎内)および各市民サービス窓口でも同じ手続きができます。				
浅井窓口 ☎74-3020 湖北窓口 ☎78-1001 余呉窓口 ☎86-3221 びわ窓口 ☎72-3221 高月窓口 ☎85-3111 西浅井窓口 ☎89-1121 虎姫窓口 ☎73-3001 くらし窓口課(北部合同庁舎内) ☎82-5901				

長浜市に住民登録していない方

国民健康保険への加入手続き、福祉医療助成の申請、児童手当の申請については、住民登録地の市町村窓口で行ってください。

※出生届の通知が住民登録地に送付されるまでに数日かかります。

お急ぎの方は、あらかじめ送付されているか確認のうえ手続きを行ってください。

■ご不明な点がございましたら、各担当までお問い合わせください。

● 新聞社への情報提供を希望された方へ

長浜市では、土日の受付分は月曜に、祝日の受付分はその翌日に情報提供します。

掲載日の指定はできませんのでご了承ください。